

特 記 仕 様 書

契約番号 令和 8 年度 工第 7 号
工事名称 湖北町河毛配水管布設替工事
工事場所 長浜市湖北町河毛・湖北町山脇

(共通事項)

- 1 本工事の施工に当たっては、特記仕様書（以下「本仕様書」という。）、長浜水道企業団水道工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）、滋賀県一般土木工事共通仕様書・一般土木工事等共通仕様書付則・一般土木工事等工事必携・施工管理基準（以下「共通仕様書」という。）、設計書及び設計図面並びに監督員の指示に基づき施工しなければならない。
なお、重複する事項については、建設工事請負契約約款を遵守し、1. 本仕様書、2. 設計書、3. 設計図面、4. 標準仕様書、5. 共通仕様書の順を優先とする。
- 2 設計書及び本仕様書に記載されていない事項でも、工事実施上当然必要な軽微なことについては、受注者の負担において施工しなければならない。
- 3 工事の簡易な部分については、監督員が承諾した場合は、本仕様書及び共通仕様書によらないことができる。

(総則)

- 1 現場代理人、主任技術者及び監理技術者
 - (1) 受注者は、本工事に当たり現場代理人及び主任技術者を定め、当企業団に届出書を提出して承諾を得なければならない。また、必要に応じて監理技術者を定め届出を行うこと。
なお、現場代理人及び主任技術者または監理技術者と受注者との直接的な雇用関係を確認できるもの(社会保険、雇用保険の写し等)を添付すること。
 - (2) 専任の主任技術者および監理技術者は、入札執行日以前、3 箇月以上の雇用関係にあること。
 - (3) 現場代理人は必ず現場に常駐し、他の現場との兼務は認めない。
ただし、工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが明確である期間については常駐の必要はないが、現場のパトロールの実施と常に緊急時には速やかに対応できる体制を確保しなければならない。
 - (4) 主任技術者の資格は、以下のとおりとする。
建設業法(第 26 条)による主任技術者の資格は、以下のとおりである。
 - 1) 実務経験年数による場合は、経歴書を提出すること。
 - ①大学卒〔指定学科〕 3 年以上の実務経験
 - ②高校卒〔指定学科〕 5 年以上の実務経験
 - ③そ の 他 10 年以上の実務経験
 - 2) 資格等による場合は、資格者証の写しを添付すること。
 - ①建設業法「技術検定」
 - (5) 当該工事における現場代理人と主任技術者または監理技術者を兼ねることができる。
 - (6) 現場代理人は、建設業法第 7 条第 1 項第 2 号に定められた技術者（営業所における専任の技術者）でないこと。
 - (7) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
 - (8) 監督員が受注者から完成した旨の通知を受け、監督員が完成確認した翌日から契約期間満了までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。
なお、日程の都合上、契約工期満了後に検査が行われる場合は、契約工期満了後の監理技術者等の工事現場への専任を要しない。

- 2 長浜水道企業団の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について次のとおりとする。（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）
- （１）受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他企業団発注工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。）による不当介入（不当な要求又は業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
 - （２）受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別紙様式２）により所轄警察署に届け出るとともに、監督員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む。）に対して、十分に指導を行うものとする。
 - （３）受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

3 工事中の行為制限

- （１）本工事の施工に当たり第三者に損害を与えた場合は、受注者により賠償又は補償に誠意をもって対応しなければならない。
- （２）建物周辺部等における工事に当たっては、深夜及び早朝はもちろんのこと、昼間といえども騒音を防止すること。
- （３）受注者は、工事使用車両（資材等搬入車両含む。）が、エンジンを動かしたまま長時間駐車しないよう指導しなければならない。
- （４）工事の施工に当たり定められた取壊し部以外の構造物及び立木を損傷した場合は、受注者の負担で修復処理を行わなければならない。
- （５）工事中周辺の土地への踏み入りは、必ず所有者の承諾を得ること。また、踏み入りは最小限に留め、万一紛争が生じた場合は、その処理に当たっては、誠意を持って対処すること。

なお、復旧に要する費用及び補償については、受注者の負担とする。

4 設計図書の照査等

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとし、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

なお、受注者は、設計図書の照査を行わないで現場に着手してはならず、該当する事実がない場合でも、設計図書の照査に関する測量結果等の資料を監督員に提出すること。

5 施工計画書

施工計画書の作成にあたっては、「土木工事関係書類作成マニュアル(滋賀県土木交通部)」によるものとするが、下記事項及び共通仕様書により別途規定がある場合は、その内容を追記するものとする。

また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合も、同様とする。

ただし、当初請負代金額が２５０万円未満の工事については、「計画工程表」、「現場組織表」、「主要資材」、「緊急時の体制及び対応」及び「再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法」を提出するものとする。

6 交通管理

受注者は、「土木工事関係書類作成マニュアル(滋賀県土木交通部)」を参考に、必ずダンブトラック等の過積載防止対策について記載するものとする。

7 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

再生資源利用計画書等の作成について

受注者は、工事を施工する場合において、「土木請負工事必携（令和6年8月近畿地方整備局）、9．建設副産物適正処理推進要綱、10．再生資源の利用の促進について」により、再生資源利用計画書等を作成し監督職員に提出するものとする。

なお、計画書は施工計画書に含めて提出するものとする。

8 工事用地等の使用

受注者は、民地へ立入る場合、民地を工事用地にする場合には、必ず地権者および居住者の了解を得ること。

9 工事の着手

受注者は、特記事項に定めのある場合を除き、特別な事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。

10 建設発生土処分について

建設発生土の処分については、以下のとおりとする。

本工事の建設発生土の処分については関係法令の遵守のもと、受注者において下記の①～⑥のいずれかの受入地を選定し、適正に運搬・処分するものとする。

受入地までの運搬距離は、**L=4.0km**としているが、積算上の条件明示であり、受入施設を指定するものではない。なお、受注者の選定する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

発生土の受入地

(1) 搬入施設等

① ㈱熊谷組（長浜市余呉町柳ヶ瀬170） TEL：0749-86-2022

受入場所：滋賀県長浜市余呉町柳ヶ瀬字雁ヶ谷567-2

受入時間：午前8時00分から午後4時00分まで

② ㈱高山（長浜市高月町高月661-1） TEL：0749-85-5551

受入場所：滋賀県長浜市高月町落川461-1

受入時間：午前8時30分から午後4時00分まで

③ ㈱成建（滋賀県米原市柏原3471番地1） TEL：0749-54-1222

受入場所：滋賀県米原市一色1-19他

受入時間：午前9時00分から午後5時00分まで

④ ㈱材光工務店大清水改良土センター TEL：0749-58-8053

受入場所：滋賀県米原市大清水391番地

受入時間：午前8時00分から午後5時00分まで

⑤ ㈱山豊 TEL：0749-52-8384

受入場所：滋賀県米原市岩脇501番地1

受入時間：午前8時00分から午後5時00分まで

⑥ 湖北総合開発㈱ TEL：0749-23-8333

受入場所：滋賀県彦根市甲田町488番地

受入時間：午前8時00分から午後5時00分まで

(2) 受入不適なもの

・廃棄物処理法により決められている廃棄物

(3) その他

これにより難しい場合が生じたときは監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

発生土の搬出に際し、上記受入先と時間等については事前協議を実施すること。

なお、発生土調書、数量調書、運搬経路図、追跡写真及び搬入伝票等を監督職員に提出すること。

11 建設廃棄物の処分について

工事着手時に再生資源利用計画書を作成し、完成時に計画の実施状況を監督職員に指定様式等で報告すること。

【建設副産物適正処理推進要綱】

(1) 再資源化施設への搬入

本工事から発生するコンクリート塊、アスファルトコンクリート塊及び建設発生木材（伐採材の枝葉、伐根材）は、最寄りの再資源化施設に搬入するものとする。

（再資源化への適切な措置）

再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入時間
アスファルト・コンクリート塊	㈱山豊	米原市岩脇	8時00分～17時00分

上表については、積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。

なお、受注者の想定する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

なお、建設廃棄物の処理にあたっては現場（作業所）に廃棄物処理責任者（支店には廃棄物処理総括責任者）を定めるとともに、下記の書類を添付すること。

イ．産業廃棄物処理委託契約書の写し

ロ．産業廃棄物処理業許可証の写し

ハ．再資源化施設への経路地図及び施設の写真

ニ．再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）

また、運搬車両毎にマニフェスト（積荷目録）を発行し、搬出完了後はマニフェスト（D表）の写しを提出すること。

(2) 再資源化施設への搬入車両

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」改正に伴い、産業廃棄物収集運搬車に係る標示及び書面備え付けが義務づけられたことにより、別紙のとおり対応し、運搬車両毎に写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

（建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）の搬出）

本工事で発生する建設資材廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）については、建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正）等の関係法令により適切に処理するものとし、次の再資源化施設等に搬出するものとする。

建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外）の種類	施設の名称	所在地	受入時間	摘要
建設汚泥	湖北総合開発㈱	彦根市甲田町	8時00分～17時00分	

上記については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。

なお、受注者の想定する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

工事発注後に条件明示にない建設廃棄物が発生し、予定した条件によりがたい場合は、監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

12 特定建設資材の分別解体等・再資源化等への適切な措置

受注者は、工事に使用する特定建設資材および工事に伴い排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年度法律第104号）および「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年度法律第137号）を遵守し、分別解体等および再資源化等を実施するものとする。

・特定建設資材

コンクリート	現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、P Cコンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート等）、無筋コンクリート二次製品
鉄およびコンクリートから成る建設資材	有筋のコンクリート二次製品（鉄筋コンクリート二次製品、P Cコンクリート二次製品、鉄筋コンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート二次製品）
アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物
木材	木材製品

・特定建設資材廃棄物

コンクリート塊
アスファルト・コンクリート塊
建設発生木材

(1) 対象建設工事の請負契約に係る書面の記載

受注者は別に定める様式に分別解体等の方法および解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称および所在地、再資源化等に要する費用を記載し、契約までに監督職員に説明を行い、同意を得ること。

(2) 受注者は再資源化等が完了した年月日および再資源化等をした施設の名称および所在地、再資源化等に要した費用等を再資源化等報告書に記載し、監督職員に提出すること。

13 舗装の切断作業に伴う泥水の処理について

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。

14 建設副産物情報交換システムについて

本工事は、建設副産物情報交換システム（C O B R I S）の登録対象工事であり、受注者は施工計画書作成時、工事完了時および登録情報の変更が生じた際は、速やかに当該システムのデータ入力または更新を行うこと。

また、受注者は、C O B R I Sにより出力した再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）を監督職員に提出するものとする。

(再生資源利用計画)

受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(再生資源利用促進計画)

受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

15 施工管理（品質管理試験）

(1) 使用材料について、事前に使用承認願いを提出し、監督員の承認を受けなければならない。

- (2) 埋戻し工及びアスファルト舗装工における施工管理基準の測定基準について次表のとおりとする。また、測定の結果を確認できるよう、試験箇所にて全数写真撮影するものとする。

工種	試験項目	試験頻度
埋戻し工	現場密度試験	500 m ³ 未満 1 回(3 個) 500 m ³ 以上は 500 m ³ ごとに 1 回(3 個)ずつ増やす。
アスファルト舗装工 (表層・基層)	現場密度(コア)	500 m ² ごとに 1 箇所
	温度測定	1 日 4 回 100 t 未満は 1 日 2 回(午前・午後)

16 工事中の安全確保

(地下埋設物件の事故防止)

- (1) 受注者は、工事の施工にあたって予想される地下埋設物件は、管理者と現地立会のうえ、当該物件の位置・深さを確認し、保安対策について十分打合せを行い、事故の発生を防止すること。

なお、保安対策の打合せを行ったときは、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、特に監督職員から調書様式の指示がなければ、次の様式を用いて、調書の写しを監督職員に提出するものとする。

工事場所	市道 自 線 至 延長 m	打合せ内容		
占有者 工事受注者	所属職名	立会者名	印	

- (2) 受注者の責により地下埋設物に損害を与えた場合は、すみやかに監督職員に報告するとともに関係機関に連絡し、応急措置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。
- (3) 受注者は、埋設物件等の管理者不明のものがある場合は、監督職員に報告し、その処置については、占有企業者全体の立会を求め、管理者を明確にしなければならない。その結果未使用の管の処置を受注者が企業者より依頼を受けた場合には、文書によってその責任を明確にしておかなければならない。

(近接施工)

受注者は、配電線及び送電線等付近で作業をする場合は事前に関西電力(株)事業所等と事故防止対策について協議すること。

(道路付属物ならびに占有物件の処置)

受注者は、工事施工のために支障となる道路の付属物並びに占有物件がある場合には、その処置について予め設計図書に関し監督職員と協議するものとする。

(安全訓練等)

- (1) 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、下記の項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- 当該工事内容等の周知徹底
- 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- 当該工事における災害対策訓練
- 当該工事現場で予想される事故対策
- その他、安全・訓練等として必要な事項

(2) 安全・訓練等に関する施工計画の作成

受注者は、工事の内容に応じた安全教育および安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。

(3) 安全・訓練等の実施状況報告

受注者は、安全教育および安全訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

17 環境対策

(低騒音型・超低騒音型の使用)

① 本工事箇所は、特に生活環境を保全する必要がある地域であるので、施工にあたっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用すること。

② 本工事において下表に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付国総施第215号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。

ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。

ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

排出ガス対策型建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクターショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベスマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラー、振動ローラー ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。
・オフロード法の基準適合表示が付されているもの又は特定特殊自動車確認証の交付を受けているもの ・排出ガス対策型建設機械として指定を受けたもの	

18 交通安全管理

(安全対策費)

安全対策については、交通誘導員を計上しているが、道路管理者及び所轄警察署との打合せの結果により変更等が生じた場合は設計図書に関しては監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

(安全施設類)

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署並びに地元自治会と打合せを行い実施するものとする。

道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合、設計図書に関して協議するものとし、設計変更の対象とする。

(交通誘導員の有資格)

交通誘導員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署の打合せ結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

なお、交通誘導員 A および B とは、公共工事設計労務単価に定める職種の定義による。

配置場所	交通規制対象工種	交通誘導員	編 成	昼夜別	交替要員の有無
工事施工区間	不断水工 仮設管布設工 仮設管撤去工 仮設給水管布設工 仮設給水管撤去工 本設 DIP・GXφ150 布設工 本設 HPPEφ100 布設工 本設 HPPEφ75 布設工 本設 PEφ50 布設工 本設 PEφ30 布設工 既設消火栓撤去工 本設給水管布設工 既設管撤去工	2 名／日	交通誘導員 B	昼間	無

(交通安全法令の遵守)

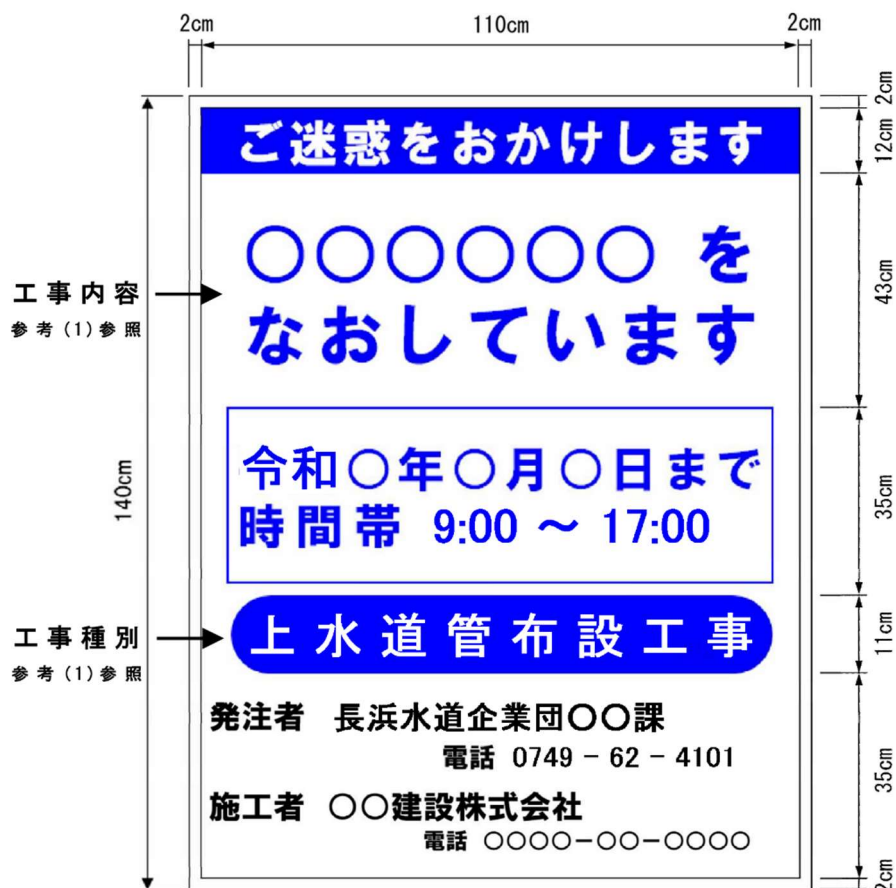
受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者および所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線および道路標示に関する命令（平成 26 年 5 月 26 日改正 内閣府・国土交通省令第 1 号）、工事現場における標示施設等の設置基準（平成 26 年 10 月 1 日一部改訂版滋賀県土木交通部）、道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和 47 年 2 月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

(工事現場における標示施設等)

受注者は、工事現場における標示施設等の設置基準（平成 26 年 10 月 1 日一部改訂版滋賀県土木交通部）に基づき、標示施設および防護施設の設置および管理をおこなわなければならない。

受注者は、工事標示板等の製作にあたって事前に「工事種別」および「工事内容」について監督職員の確認を受けなければならない。

別表様式 1 工事標示板



19 官公庁等への手続等 (支障物件等)

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業と連絡を十分行うこと。
また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位 置	企業者との協議	移設時期	工事方法	立会

20 保険の付保及び事故の補償 (法定外の労災保険の付保)

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

21 住民等への対応

- (1) 受注者は、関係機関及び地域住民との施工上必要な交渉を自らの責任において行うものとする。
- (2) 受注者は、工事の施工に当たり地域住民との間に紛争が生じないように努め、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならぬ。

ばならない。

22 水圧試験

基幹管路のダクタイル鋳鉄管の水圧試験は、管内洗浄後テストポンプ等により 1.0 MPa まで加圧し、3 時間後の水圧が 90 % 以上保持していることを監督員が確認することで合格とする。また、試験は記録紙に記録し、監督員に提出するものとする。

基幹管路以外のダクタイル鋳鉄管およびポリエチレン管の水圧試験は、管内洗浄後テストポンプ等により 0.75 MPa まで加圧し 1 時間後の水圧が 90 % 以上保持していることを監督員が確認することで合格とする。また、試験は記録紙に記録し、監督員に提出するものとする。

23 しゅん工図

工事の完了に伴いしゅん工図を提出するものとする。

24 後片づけ

受注者は、工事の完成に際して、その責任と費用負担において、一切の機器、余剰資材及び残骸を撤去し、現場を掃除するものとする。

25 石綿セメント管の取扱いについて

(1) 一般事項

ア 工事に伴って撤去の生じる廃棄物（石綿セメント管等）は、受注者の責任で適正に処理されなければならない。

イ 受注者が廃棄物（石綿セメント管等）を保管及び運搬又は処分する場合には、処分基準に従い廃棄物の飛散及び流出を防止し、生活環境の保全に努めなければならない。

ウ 受注者が処理をしない場合は、次の事項に注意し、許可業者にその処理を適正に委託しなければならない。

(ア) 産業廃棄物の処理は、受注者が収集運搬業者と直接契約を締結すること。

(イ) 委託しようとする産業廃棄物の処理が、その事業範囲に含まれていることを必ず確認許可証等により確認すること。

(ウ) 相当量の産業廃棄物を委託する場合には、委託する処理業者が適切な許可を有することのみでなく、運搬資材の種類、数及び処理施設の能力や最終処分場の残存容量を調査の上、処理業者が委託する産業廃棄物を実際処理できる能力を有していることを確認すること。

(エ) 委託した処理業者自らが処理を実際に行っているか否かをマニフェスト等により確認すること。

(オ) 工事中に出てきた石綿管について切断する場合は、石綿カッターを使用すること。

(2) 防護服又は作業服

全身を覆うつなぎ服とし、粉じんが付着しにくい生地のものとし、また、フード付のものとしポケットは設けないものとする。

(3) 呼吸用保護具

型式国家検定に合格した防じん全面形のものが望ましい。

26 その他の特記事項

1. 当工事は、老朽化した配水管の布設替工事を行うもの。
2. 工事施工に伴い、通常発生する物件等の破損の補修費および騒音・振動・濁水・交通障害等による事業損失に係る補償は、受注者の負担において行うものとする。
3. 受注者は、地元説明において、施工方法・工程・交通対策・安全対策等について関係者が納得するまで十分説明し工事着手すること。安全対策については、工事途中において住民の意見等を聞きながら、見直し改善し、第三者のより安全性を確保して実施すること。
4. 当工事におけるコンクリートは、すべて 高炉セメントB種を使用するものとする。
ただし、やむを得ず高炉セメントコンクリートに代えて普通ポルトランドセメントを使用する場合は、アルカリ骨材反応が無害の場合または抑制対策を行うことにより監督職員の承諾を得て使用することができる。
なお、設計変更の対象とはしない。
5. 本工事の施工区域において、交通安全対策について十分配慮し、各施工時には必要な保安施設および交通誘導員を配置しなければならない。
 - (1) 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置するほか、警察等第三者との協議に基づき実施するものとする。
 - (2) 通行止めによる施工箇所については、迂回路、工事期間、受注者名および施工主体名等、道路使用許可条件に付された内容を明示し、特に緊急連絡体制や夜間照明施設の保全体制を監督員に提出すること。
 - (3) 冬期においては、積雪および凍結対策についても、十分対応しなければならない。
 - (4) 工事の施行に当たっては道路交通法第77条による所轄警察署長の道路使用許可を得、許可条件を遵守すること。
また、施工箇所を通行する地元住民への事前広報を徹底し、理解を得ると共に、工事警戒標識等を十分に設置して各種事故防止に努めること。
6. 本工事における工事用重機・車両等の使用にあたっては、アイドリングストップや効率的な運転を行い、省エネルギーに取り組むこと。
7. その他、本仕様書に記載なき事項については、監督職員の指示によること。